

2 総合評価方式の試行導入について

本市において、公共工事の品質を確保するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法に基づく総合評価方式を試行的に導入します。

本市が導入する総合評価方式の型式（タイプ）は、技術提案を求めるなど同法の趣旨がより反映される「標準型」とします。

〔適用日〕

平成 21 年 7 月 6 日以後の新たな入札公告分から、対象となる工事について適用します。

＜本市が導入する総合評価方式「標準型」の具体的内容＞

1 対象工事

制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のア及びイに該当する工事とします。（災害復旧工事など緊急を要する工事は対象外。）

ア 予定価格……1 億 5 千万円以上の工事

イ 技術特性……技術的な工夫の余地が大きい工事

2 評価項目及び配点等

(1) 評価項目

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

② 配置予定技術者の技術力に対する評価

③ 企業の地域社会への貢献度に対する評価

④ 当該工事の施工計画の適切性に対する評価

⑤ 技術提案に対する評価

ア 総合的なコストに対する技術提案（維持管理費、更新費等の削減）

イ 工事目的物の性能・機能に対する技術提案（初期性能の持続性、騒音低減、耐久性等）

ウ 社会的要請への対応に対する技術提案（作業・交通規制日数の短縮、騒音・振動対策等）

(2) 加算点及び配点

① 加算点……50 点満点

② 配点……別紙 1 参照

3 総合評価の方法（除算方式）

標準点（100 点）と評価項目ごとの加算点との合計を「技術評価点」とします。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行います。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点 (100 点)} + \text{評価項目ごとの加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} \div \text{入札価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$$

※評価値を算出する式で「×1,000,000」は評価値を見やすくするため。
※評価値は小数点以下の有効桁数を設けない。

4 落札者の決定方法

落札者は、次のア及びイの要件に該当する入札者のうち、「評価値」の最も高い者としてします。

ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときは、くじにより決定します。

<落札者決定要件>

ア 入札価格が予定価格以内であること。

ただし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、失格基準価格以上で、かつ低入札価格調査の結果、適正な施工が確保されると判断されたものであること。

イ 入札参加資格要件を満たしていること。

5 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施しようとする際には、学識経験者から意見を聴取します。

<意見聴取の時期等>

① 落札者決定基準を定めようとするとき

② 落札者を決定しようとするとき

(※ ②は、学識経験者が意見聴取の必要があると判断した場合のみ)

6 技術提案の方法

入札参加者は、市が示す「発注案」に対して施工方法等の提案がある場合には、その提案内容を技術提案書として提出することとします。(※提案がない場合には、その旨を技術提案書に記載する。)

7 技術提案の審査

技術提案書等の審査は、市が設置する審査会において行います。

なお、審査にあたり、必要があると認められる場合には、入札参加者より技術提案についての説明を求める場合があります。

8 評価内容の担保

請負者が技術提案に基づき工事を履行しなかった場合で、再度施工することが困難な場合等においては、次の措置を検討します。

<措置内容>

- ・ 契約金額の減額
- ・ 損害賠償の請求
- ・ 指名停止措置
- ・ 工事成績評点の減点

別紙 1

評価項目及び評価点

加算点合計 50 点

1. 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 工事成績	過去 2 年間に於ける会津若松市発注の同種工事において、工事成績が 80 点以上の施工実績がある場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(2) 優良工事表彰	過去 10 年間に於ける会津若松市発注工事での受賞実績がある場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(3) 品質管理能力	当該企業が ISO9001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
小計		2.5 点

2. 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	過去 10 年間に於ける請負金額が〇〇円以上の同種工事（元請）において監理技術者又は主任技術者としての実績がある場合（公共工事に限る） ※請負金額については、工種別の入札参加資格要件に於ける当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例) ・土木一式工事－ 40,000 千円以上 ・建築一式工事－150,000 千円以上	1 点 (有・1.0、無・0)
(2) 工事成績	過去 2 年間に会津若松市発注の同種工事において、工事成績点 80 点以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(3) 優良工事表彰	過去 10 年間に於ける会津若松市発注工事での優良工事表彰を受賞した工事において、工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(4) 資格の保有年数	資格（※1）を保有して 5 年以上の経験がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
小計		3.5 点

※1：土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

3. 企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
(2) 安全管理	過去10年間に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
(3) 環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
(4) 地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合	1点 (有・1.0、無・0)
(5) 本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	2.5点 (有(本店)・2.5、 有(支店・営業所等)・1.5、無・0)
(6) ボランティア活動	過去3年間に会津若松市内で、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	2点 (有・2.0、無・0)
(7) 次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
(8) 新分野進出	過去5年以内で建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1点 (有・1.0、無・0)
(9) 除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合	2.5点 (有・2.5、無・0)
(10) 災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	1点 (有・1.0、無・0)
(11) 消防団への加入状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者を1年以上継続雇用している場合	1点 (有(3名以上)・1.0、 有(1名又は2名)・0.5、 無・0)
(12) 男女共同参画の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の責務)に基づいた男女共同参画推進の取り組みがある場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
小計		14.0点

4. 施工計画の適切性に対する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工計画書評価	工事施工条件（地形・地質・環境等）を踏まえ、提出された施工計画が適切であること。	（審査点数 90点以上、 85点～89点、 80点～84点、 75点～79点、 70点～74点、 69点以下）
小計		10点

5. 技術提案に対する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性（工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況）に応じ、次の（1）～（3）の評価項目のうちから、2項目を設定することを基本とする。

評価点計20点（※1項目10点）

(1) 総合的なコストに対する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①ライフサイクルコスト削減	・維持管理費の削減 ・更新費の削減 等	工事案件ごとに設定する。
②補償	・補償費の削減 等	
小計		10点

(2) 工事目的物の性能・機能に対する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①性能・機能	・初期投資の持続性 ・耐久性 ・透水性 等 ・騒音低減 ・美観 ・強度 ・安定性 ・供用性	工事案件ごとに設定する。
小計		10点

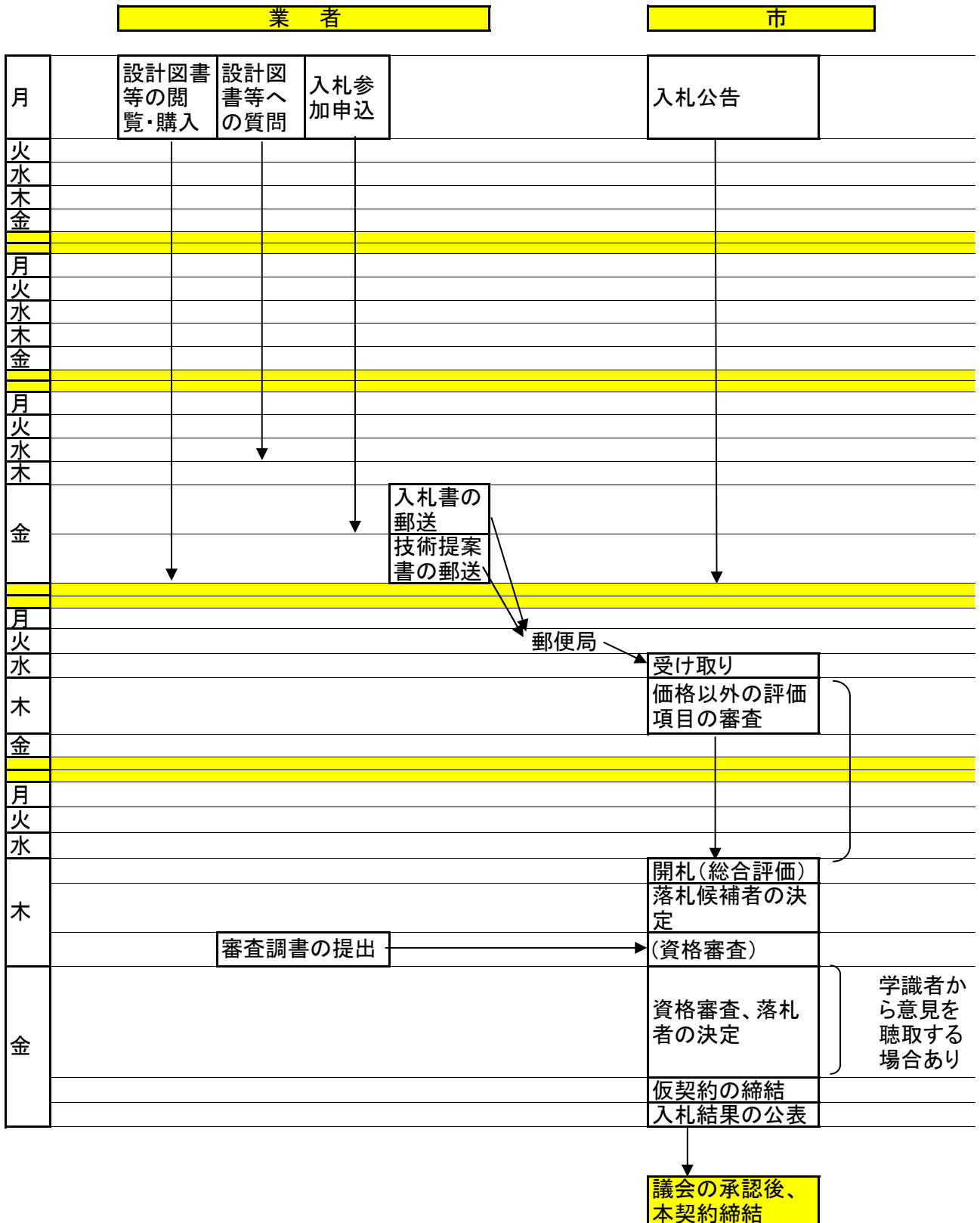
(3) 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①工事現場周辺における対策	・現場作業日数の短縮 ・交通規制日数の短縮 ・騒音、振動対策 ・歩行者の安全確保策 等	工事案件ごとに設定する。
②環境に対する影響の軽減	・水質汚濁、防塵対策 ・大気汚染、悪臭対策 ・地盤沈下、土壌汚染対策 等	
③省資源対策又はリサイクル対策	・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	
小計		10点

※「1. 企業の技術力に対する評価」、「2. 配置予定技術者の技術力に対する評価」、「3. 企業の地域社会に対する貢献度を評価」の評価基準における基準日は開札予定日とする。

別紙2

総合評価方式のフロー



※上記スケジュールに土、日及び祝祭日が含まれた場合及び低入札価格調査の場合、上記日程には変更が生じます。